

# しおかぜ



2024年(令和6年)11月

第71号

発行 藤沢市福祉事務所 生活援護課  
0466-50-3572(直通)



空気も乾燥し、体調を崩しやすい時期ですので、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等の感染にはご注意ください。

来年1月分保護費の支給日は、  
**12月26日(木)**です。

来年2月分保護費の支給日は、  
**2月5日(水)**です。

1月分から2月分の保護費支給まで約40日間ありますので、ご注意ください。(※振込のタイミングは金融機関によるためこちらでの確認はできかねます。)

## ○ 年末年始にむけて ○

- 市役所の閉庁期間について  
12月28日(土)から1月5日(日)まで閉庁となります。
- 賞与(ボーナス等)の申告について  
12月は賞与の時期です。仕事をしている方は、担当のケースワーカーに必ず賞与の有無を申告してください。

## ○ 訪問について ○

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、ケースワーカーの基本的な訪問はなるべく控えるようにしていましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、ケースワーカーの訪問を再開しています。

## ○ 直通ダイヤルが便利です ○

生活援護課へのご連絡は、直通ダイヤルをご利用ください。

生活援護課(直通) : 0466-50-3572

平日午前8時30分 ~ 午後5時15分

昼休み(正午~午後1時)を除く

## ○ 小学生、中学生の教材費支給について ○

教材費については、1年間(年度)に必要な、全児童及び生徒が必ず購入することとなっている、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器等にかかる費用を支給することができます。

支給には、申請が必要ですので、学校から教材費の案内が来たら、申請書に案内を添付して申請してください。

## ○ 期限が切れた返信用封筒は使わないでください ○

生活援護課から配布している返信用封筒で使用期限が切れているものについては使用しないようお願いします。

使用期限については封筒の左上付近に記載があります。

新しい封筒が必要な場合は担当のケースワーカーまでご連絡ください。

### ○ かかりつけ医はあなたのそばにいます ○

健康に関することを相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる「かかりつけ医」を持ちましょう。

「体がだるい、食欲がない」など体調が悪いなと感じた時に自宅近くの診療所や病院の医師に相談してみましょう。

### ○ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について ○

医療機関で処方される薬は、『後発医薬品（ジェネリック医薬品）』にするようお願いします。

※後発医薬品は、これまでの薬と比べて、品質や効き目、安全性は同等であることを厳正に審査した薬ですので、安心してご使用いただくことができます。

### ○ 生活保護利用中は様々な免除・助成が受けられます ○

生活保護利用中は市が発行する住民票の写し等の書類の手数料免除や市税減免等の助成・免除を受けることができます。

詳しくは担当のケースワーカーにご相談ください。

なお、土曜日に住民票の写しの手数料免除を受ける際には緊急（休日・夜間）受診証が必要になります。

### ○ 高校生のアルバイト収入について ○

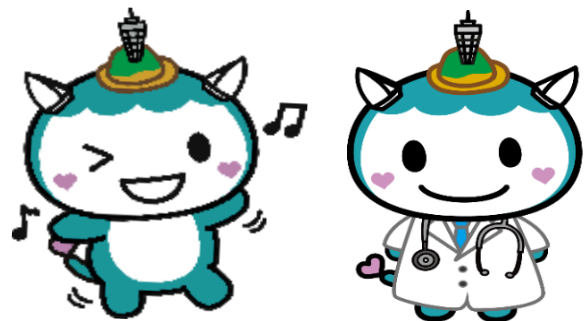
高校生のアルバイト収入の全部または一部を、将来の自立に必要と認められる諸費用や積み立て貯金に充てる場合は、必要経費として収入から控除できる場合があります。（例えば塾代や大学への進学費用、自立につながる自動車免許取得費用等）

必要経費として認定されるためには、ケースワーカーとの面談や計画書の提出等、手続きが必要になりますので、ご自身で判断せず必ず事前にご相談ください。

### ○ 収入申告について ○

収入については、種類、金額の多少に関わらず、全て申告する義務があります。年金や手当、仕事での給与以外であっても、必ず早めに申告してください。

また、未成年の方のアルバイト収入についても申告してください。保護者の方々は、もう一度、収入の有無について確認していただくようお願いします。



### ○ マイナンバーカードによるオンライン資格確認が始まりました ○

令和6年3月から、マイナンバーカードを使うことで、医療機関等の窓口において受診にかかる資格情報の確認ができるようになりました。

医療機関を受診する際、マイナンバーカードをお持ちの方は持参をお願いします。

なお、マイナンバーカードを所有していない場合又は当日忘れてしまった場合であっても、受診は可能です。